

滋賀県災害時のトイレ運営ガイドライン

令和8年4月

滋賀県

目次

| | |
|-----------------------------|----|
| 1 策定の趣旨 | 1 |
| 2 これまでの災害対応を踏まえた課題 | 1 |
| (1)過去の災害時の状況 | 2 |
| (2)災害時に起こり得る事態 | 3 |
| (3)避難所のトイレ運営における課題および必要な対応 | 4 |
| 3 発災に備えた事前対応 | 7 |
| (1)自助・共助・公助の各役割 | 7 |
| (2)避難所における災害時のトイレ確保目標数の算出 | 9 |
| 4 発災時の対応 | 21 |
| (1)自助・共助・公助の役割 | 21 |
| (2)避難所への仮設トイレ搬入までの流れ | 23 |
| (3)し尿処理収集運搬に関する流れ | 24 |
| 5 誰にとっても安心・快適なトイレ環境確保に必要な視点 | 25 |

参考資料

- (1)滋賀県内で起こりうる地震想定について
- (2)避難所でのトイレ清掃方法
- (3)衛生管理に必要な準備品(例示)
- (4)災害用トイレの確保・管理チェックリスト
- (5)災害時のトイレの必要計算シート

滋賀県災害時のトイレ運営ガイドライン

1 策定の趣旨

災害時における避難所のトイレの確保および管理は、電気、ガス、上下水道等のライフラインとともに、被災者の生命や健康を守るために極めて重要である。

このため、内閣府において、トイレの課題に対して市町村における関係部局による事前の取組が必要であるとして、平成 28 年4月に「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」が策定され、行政が取り組むべきトイレの確保および管理に関する指針が示された。

令和6年能登半島地震では避難所におけるトイレの問題が注目されたこと受け、本県においても、内閣府や他県のガイドライン等を参考に、災害時のトイレ運営に関して事前に、また発災時に対応すべきことを取りまとめるとともに、し尿処理等に関する手続きやすべての避難者にとって安心して快適なトイレ環境の確保に必要な視点を整理し、「滋賀県災害時のトイレ運営ガイドライン」を策定するものである。

なお、本県のガイドラインについては、県内市町や本県と災害時におけるトイレ支援の協定を締結している滋賀県環境整備事業協同組合およびスターライト工業株式会社からいただいた意見も反映し、策定したものである。

2 これまでの災害対応を踏まえた課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災、令和6年能登半島地震などの大規模災害発生時には、断水や停電、給排水管の損壊、し尿処理施設の被災により、多くの地域において水洗トイレが使用できなくなった。

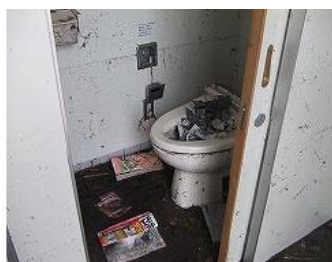
そのため、避難所のトイレは衛生的に劣悪なものとなり、例えば、仮設トイレは和式が多く、狭い、汚い、暗い、段差があるなど、障害者、高齢者、女性、子ども等にとって使いにくいものであった。

これらの要因から、トイレの使用をためらう避難者が水分の摂取や食事を控えるようになり、脱水症状や体力低下などの健康被害やエコノミークラス症候群を発症し、いわゆる「災害関連死」を引き起こす事例もあった。

(ア)阪神・淡路大震災



(イ)東日本大震災



(ウ)熊本地震



(エ)能登半島地震



- ※(ア・イ) 水の流れないトイレを使用したら、あっという間に便器は大小便の山になってしまう
- ※(ウ) 仮設トイレの真横で避難生活をしている人がいるため改善が必要
- ※(エ) 簡易トイレ等の有効性は確認できたが、必要量の不足、使用環境、使用方法の周知が必要

参考：NPO法人日本トイレ研究所
徳島県「災害時快適トイレ計画」

(1)過去の災害時の状況

| | 震災名 | 災害時の状況 |
|---|--|---|
| 1 | 阪神・淡路大震災 (H7.1.17 発生) | <p>○道路網の分断や極度の交通渋滞により、他都市等から提供された災害用トイレの設置に手間取った。</p> <p>○神戸市内の水洗化率(下水道接続率)が約97%と高く、バキューム車の保有台数が20台程度であったため、し尿の汲み取り体制が不十分であった。</p> <p>○直後の市町村の災害対応においては、水、食料、毛布、医薬品の確保が優先された。トイレの対応は後回しとなり、避難所に災害用トイレが設置されたのは早いところでも3日目以降となり、中には11日目に設置されたという事例もあった。</p> |
| 2 | 新潟中越地震 (H16.10.23 発生) | <p>○災害用トイレは100人に1基の割合では、数が足りないという苦情が多くあった。</p> <p>○トイレが不安で水を飲むことを控えたとする人は小千谷市で33.3%、川口町で13.8%にのぼった。</p> <p>○死者60人のうち半数近くが関連死といわれている。ストレスや不眠、集団生活による感染症等も原因と考えられる。トイレを我慢したことも一因となっている。</p> |
| 3 | 新潟中越沖地震 (H19.7.16 発生) | <p>○新潟中越地震(H16.10.23)で被害を受けて修繕した下水道(管渠やマンホール)は損壊がなく、その時に被害を受けていない下水道の損壊が多かった。</p> <p>○発災直後に職員が駆けつけ、水洗トイレの利用を禁止し、備蓄してあった簡易トイレ・携帯トイレ、そして消毒液とウェットティッシュの利用を指示した。このような素早い対応は効果的であった。</p> |
| 4 | 東日本大震災 (H23.3.11 発生) | <p>○発災当初は寒さにより、屋外に設置された災害用トイレの使用は厳しかった。</p> <p>○トイレの数もバキューム車も不足していたため、し尿処理式のトイレが多数使用不可能になった。</p> <p>○組立トイレとセットで使うテントは、屋外に設置した場合、強風により転倒した例が多数あった。</p> |
| 5 | 熊本地震 (H28.4.14 発生) (H28.4.16 発生) | <p>○仮設トイレは和式がほとんどで、段差も有り、お年寄りや体の不自由な方には不便で、しゃがむことのできない人が泥だらけの和式の便器に直接座って用を足した例もあった。</p> <p>○屋内のトイレが使用禁止となり、体の不自由なお年寄りが屋外の仮設トイレまで歩いて行った例もあった。</p> <p>○仮設トイレの不足により行列ができたり、管理の問題から、臭いや衛生面での苦情が出た。</p> |
| 6 | 能登半島地震 (R6.1.1 発生) | <p>○携帯・簡易トイレを備蓄していたが、必要数の不足や使用方法の周知ができていなかったため、トイレが詰まるなどのトラブルが発生した。</p> <p>○仮設トイレは3日以内に設置された避難所は10%、4日～7日以内が50%、8日～14日が30%、15日以上が10%。</p> <p>○設置された仮設トイレは和式が85%を占めており、高齢者が利用した際に転倒し、怪我を負った事例もあった。</p> |

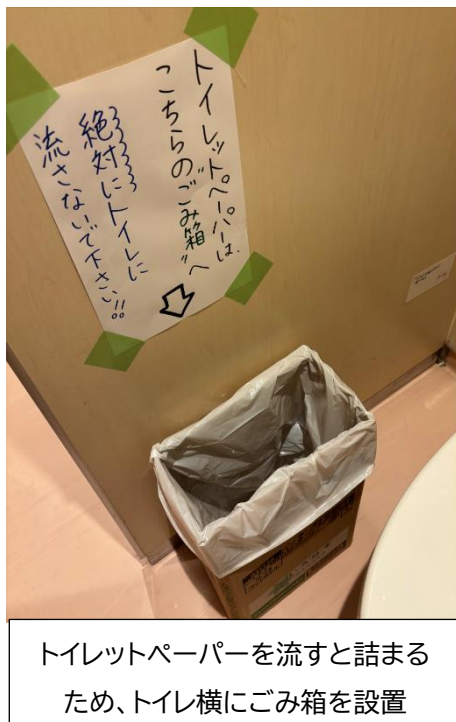
参考：兵庫県「避難所等におけるトイレ対策の手引き」
徳島県「災害時快適トイレ計画」
NPO法人日本トイレ研究所

(2)災害時に起こり得る事態

災害時には複数の事態が同時に発生することがある。このため、快適なトイレ環境を確保するうえで様々な制約を受けることを平時から認識しておく必要がある。

| | |
|----------------------|--|
| 断水・屋内給水管の破損 | ○トイレの水が流せなくなる ○手が洗えなくなる |
| 停電 | ○戸別浄化槽ブローアが停止により汚水処理ができない ○センサー式トイレが作動しない ○給水・揚水ポンプ不稼働により水が汲み上げられない ○屋内トイレの照明不点灯、換気設備の不稼働 |
| 下水道・集中処理浄化槽・戸別浄化槽の破損 | ○浄化槽や下水道に排水できないため、水洗トイレや手洗いが使用できなくなる |
| し尿処理施設の破損 | ○汲み取りを中止する必要がある ○汲み取りを継続する場合は他地域への搬送・処理を実施する必要がある |
| 大雨・洪水等による浸水の継続 | ○浄化槽や下水道管渠へ大量の雨水等が流れ込んだ場合、汚水の逆流やトイレが使用できないおそれがある ○下水処理場等の機能が停止するおそれがある |
| 避難所の既設トイレ空間や設備の被害 | ○携帯トイレ・簡易トイレを使用できるスペースが確保できない |

参考56内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」



トイレットペーパーを流すと詰まるため、トイレ横にごみ箱を設置



循環式手洗い洗浄機

(3)避難所のトイレ運営における課題および必要な対応

これまでの避難所運営では、トイレに関する様々な課題が顕在化した。また、令和6年能登半島地震においても、携帯トイレなどの事前に備蓄した資機材が有効活用されていたが、トイレの維持管理や運用面での課題が依然として見られたところである。避難所のトイレ運営における課題および必要な対応を以下のとおり整理した。

| これまでの災害における課題 | 必要な対応 |
|--|--|
| ○被災して本来使用できないトイレの無理な使用による衛生環境の悪化 | ○災害時のトイレの使用ルールの作成および周知徹底 |
| ○既設トイレが使用できない場合に備えた携帯トイレおよび、簡易トイレの不足 | ○想定される避難者数に見合った携帯・簡易トイレの備蓄 |
| ○避難者数に見合った災害用トイレの配備時間 | ○災害用トイレの迅速な調達・設置 |
| ○携帯・簡易トイレの備蓄場所、簡易トイレ・マンホールトイレの設置方法、避難所運営担当者の連絡先等の災害時に必要な情報が避難者へ届かない | ○災害用トイレの備蓄場所や設営方法等の各地域や関係者間での情報共有、周知 |
| ○快適なトイレ環境の未確保(照明、空間の広さ、目隠し、トイレまでの距離、男女の距離、洋式化、障害者、高齢者、女性、子ども等への配慮など) | ○災害時における障害者、高齢者、女性、子ども等が快適に利用できるトイレ環境の確保 |
| ○劣悪な環境下でのトイレの使用を控えることによる、避難者の健康状態の悪化 ○バキューム車が不足し、し尿処理式のトイレが利用できない | ○災害時におけるし尿処理体制の構築 |

| 能登半島地震における課題 | 必要な対応 |
|--|--|
| ○避難所内トイレの清掃用具、衛生用品の不足 | ○土足と上履きの区別 ○避難所内のトイレ衛生環境を維持するための用品の備蓄 ○避難所内で使用するトイレの維持管理および使用方法のマニュアル化 |
| ○避難所内の仮設トイレへの給水 | ○給水車等による給水作業 |
| ○テントを活用した簡易トイレの無施錠状態での使用 ○初動期における男女別トイレの未確保 | ○施錠可能な既設の個室トイレの利用 ○初動期における男女別トイレスペースの確保 |
| ○自治体における災害用トイレの備蓄不足 | ○平時から市町内で災害用トイレが確保できる体制の構築 |
| ○屋外トイレへのアクセス通路の雨風や段差 | ○仮設トイレ設置場所を事前に検討することによる、天候に左右されず使用できる場所への設置 |
| ○ごみ処理施設の被災によるし尿ごみなどの堆積および衛生環境の悪化 | ○し尿ごみの保管場所および保管方法を事前に検討することによる、避難所内の衛生環境の確保 |

参考：NPO法人日本トイレ研究所
徳島県「災害時快適トイレ計画」

照明がないため、夜間における女性用トイレの利用が控えられた



トイレの入口と室内に照明を確保



トイレ室内の照明



トイレ入口の照明



トイレカーへの給水作業



和式トイレをアタッチメントで洋式化



3 発災に備えた事前対応

災害時に迅速かつ円滑にトイレを確保し、衛生的かつ快適なトイレ環境を構築するためには、自助(県民)・共助(地域・企業)・公助(国・県・市町)が、以下に掲げるそれぞれの役割を果たすことが重要である。

(1)自助・共助・公助の各役割

| | | | |
|--------------------------|----------------------------|----------------|---|
| 自助 | 県民 | 災害用トイレの備蓄 | ○自宅のトイレが使えない場合を想定し、応急的に使用する携帯トイレもしくは、簡易トイレを少なくとも1日5回×3日間×家族分、できれば1週間分、トイレトーパー、衛生用品、生理用品等とともに、備蓄しておく。 |
| | | 適切なトイレの使用 | ○災害時のトイレの使用ルールを理解しておく。 |
| | | | ○携帯・簡易トイレなどの利用方法を学んでおく。 |
| | | | ○トイレ使用可否の確認方法と対応について把握しておく。 |
| | | | ○災害発生時に浄化槽の状態を確認できるよう、点検方法および点検業者の連絡先を把握しておく。 |
| ○手指衛生や感染症予防などについて理解しておく。 | | | |
| 共助 | 地域(自主防災組織・自治会・マンション管理組合など) | 災害用トイレの備蓄 | ○自治会等で、携帯・簡易トイレを備蓄しておく。 |
| | | 災害用トイレの供給 | ○災害発生時に簡易トイレ等を円滑に住民に供給できるよう、役割と活動内容を決めておく。 |
| | | 適切なトイレの使用 | ○既設トイレの使用可否のチェック方法を決めておく。 ○災害時のトイレの使用ルール等について、訓練や啓発を行う。 ○災害用トイレの備蓄場所や使用方法について、訓練や研修を通じて住民に周知し、災害時に対応出来るようにしておく。 |
| | | トイレの確保・管理計画の策定 | ○災害時における円滑な携帯トイレや簡易トイレの調達方法や避難所内の環境維持のため、し尿ごみの保管や廃棄方法などの事前計画の作成に努める。 ○女性や LGBT 等の人たち、高齢者、障害者などに配慮したトイレの配置や利用ルール、管理、撤去などについて検討し、仮設トイレの割合は女性3:男性1の割合を目安にし、誰もが利用できる多目的トイレの設置に努める。 |
| | 企業・事業所 | 災害用トイレの備蓄 | ○災害時に従業員が応急的に使用できる携帯・簡易トイレを少なくとも3日分備蓄しておく。 ○災害時のトイレの使用ルールを従業員に周知しておく。 |
| | | トイレの確保・管理計画の策定 | ○災害時における円滑な携帯トイレや簡易トイレの調達方法や事業所内の環境維持のため、し尿ごみの保管や廃棄方法などの事前計画の作成に努める。 |
| 公助 | 組織的な対応 | 県・市町 | ○災害時のトイレに関する様々な問題に組織的に対応するため、危機管理、上下水道、環境衛生、保健衛生など関係部局の役割分担をあらかじめ明確にするとともに、総合調整を行う担当部局を定めておく。 |

| | | | | | |
|----------------------|------|------------|---|---|--|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○発熱や咳等の症状がある体調不良者が利用する専用のトイレを確保するとともに、他の避難者と動線が重ならないよう分離を検討する。 | | |
| 避難所トイレの確保・調達・衛生環境の維持 | 市町 | | <ul style="list-style-type: none"> ○避難所の既設トイレについて、災害時の判断基準や使用ルール、衛生管理および必要物資等について、関係者であらかじめ話し合い準備しておく。 ○断水に備え、避難所ごとにトイレ用水の確保手段をあらかじめ決めておく。 ○仮設トイレの調達について、民間事業者等との協定締結を努める。 ○避難所の災害用トイレを備蓄するとともに、不足した場合の調達手段を確保しておく。 ○避難所のトイレの必要数を算出しておく。 ○避難所ごとに高齢者や障害者、女性、LGBT 等に配慮した仮設トイレの設置場所やレイアウトを作成する。 ○仮設トイレは快適トイレ(洋式の簡易トイレ)を優先的に調達する。 ○仮設トイレを調達する際は、照明(トイレ内外)、手洗い場、トイレットペーパー、掃除道具、サニタリーボックス等を併せて手配する。 ○下水道施設の耐震化を図り、マンホールトイレや地下貯留槽の整備を進める。 | | |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ○「避難所運営マニュアル」に、災害時の避難所トイレに関する安全や衛生管理、廃棄物処理などに関する事項を記載する。 ○「災害用トイレの確保・管理チェックリスト(参考資料4)」を用いて、避難所ごとに事前点検を行うとともに、災害時には、運営を適切に行っているか確認できるようにする。 | | |
| | | 県 | <ul style="list-style-type: none"> ○市町の災害用トイレの備蓄を補完するため、携帯・簡易トイレを備蓄する。 ○事業者や国とも連携し、災害用トイレ調達のための体制を構築する。 ○下水道施設の耐震化を図り、主要な避難所のマンホールトイレや地下貯留槽の整備を進める。 | | |
| | | 自助・共助の啓発活動 | 県・市町 | <ul style="list-style-type: none"> ○災害時における自助と共助を促すため、災害時のトイレの使用ルール、備蓄および携帯トイレ等の使用方法について、住民・地域・企業に対して普及・啓発を行う。 | |
| | | 廃棄物処理 | 県・市町 | | <ul style="list-style-type: none"> ○県は、市町がバキューム車の不足等により、し尿処理活動の支援を必要とする場合は、協定に基づき関係団体に協力要請を行う。 ○各関係部局の連携体制を「市町災害廃棄物処理計画」等に位置づける。 |
| | | | | | |
| 県・市町庁舎におけるトイレの確保 | 県・市町 | | <ul style="list-style-type: none"> ○BCP(事業継続計画)に、災害発生時におけるトイレ確保のための行動を定め、発災時に即応できるよう努める。 ○庁舎のトイレが使用できないことを想定し、災害対応にあたる職員のための携帯・簡易トイレや衛生用品などを少なくとも3日分備蓄する。 ○BCP訓練などを通じ、発災時における使用ルールについて職員に周知する。 | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

参考:徳島県「災害時快適トイレ計画」

(2)避難所における災害時のトイレ確保目標数の算出

ア 災害時に必要となるトイレ数の目安

市町は過去の災害における仮設トイレの設置状況や国連等(スフィア基準)における基準を踏まえ、以下を目安として備蓄や災害時用トイレの確保計画を作成することが望ましい。

○災害発生当初は 避難者 50 人当たり1基

○その後、避難が長期化する場合には 約 20 人当たり1基

○女性用と男性用トイレの比率 3:1

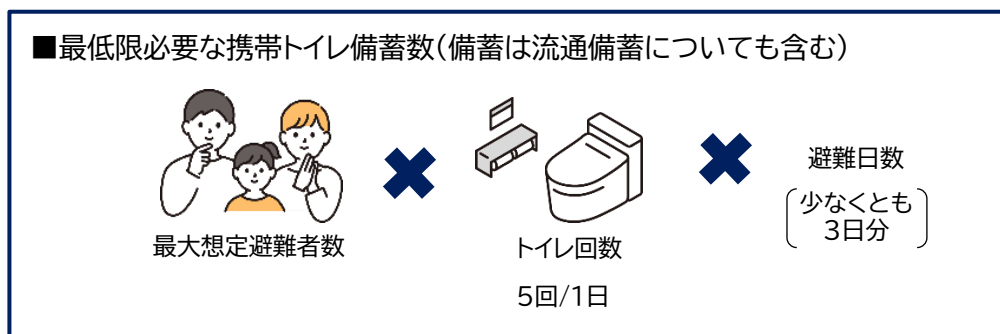
○トイレの平均的な使用回数は 1日5回

トイレの数については、施設内トイレの個室(洋式便器で携帯トイレを使用)と仮設トイレやマンホールトイレ等の個室トイレを合わせた数として算出する。

また、バリアフリートイレは、上記の数に含めず、避難者の人数やニーズに合わせて確保することが望ましい。

なお、最低限必要な携帯トイレ、仮設トイレなどの必要数量をすべて備蓄することは困難であり、発災時に災害用トイレを迅速に調達できるよう、受援体制を整えとともに、あらかじめ関係団体や事業者と協定を締結する等、連携体制を強化し、避難所内でのトイレ確保が円滑に行えるようにすることが重要である。


さらに、平時から県や市町、災害時応援協定の締結団体、有識者等により意見交換や訓練を行い、受援体制や連携体制の実効性を確保しておくことも重要である。




参考 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」




イ 災害用トイレの種類と特徴

携帯トイレ、簡易トイレ、仮設トイレ、マンホールトイレ等、災害時に使用することを目的とするトイレを、以下「災害用トイレ」と称することとする。災害用トイレには、以下のように様々な種類がある。


| 種類 (処理方法) | 概要・特徴、優れた点・事後処理 |
|---|---|
| <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">①携帯トイレ</p> <p>携帯トイレ (保管・回収)</p>  | <p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既存の洋式便器につけて使用する便袋タイプ。吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ○使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ○消臭剤がセットになっているものや、臭気や水分の漏れを防ぐための外袋がセットになっているものもある。 ○在宅避難者が自宅等でも使用できる。 <p>【優れた点・事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気・水なしで使用できる。 ○比較的安価で、かつ少ないスペースで保管できる。 ○既設の個室ならびに洋式便座があれば使用できる。 ○既存の個室以外で使用する場合は、パーティション等で仕切り、簡易便器を用意すれば使用できる。 ○使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策についての検討が必要である。 ○し尿ごみを円滑に収集するため、他のごみとは分別して集積しておく必要がある。 |

| 種類 (処理方法) | 概要・特徴、優れた点・事後処理 |
|--|--|
| <p data-bbox="212 884 244 1041">②簡易トイレ</p> <p data-bbox="280 297 427 376">簡易トイレ (保管・回収)</p>   | <p data-bbox="614 297 762 331">【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○介護用のポータブルトイレ等、手すりが付いているものもある。 ○水なしに使用できるが、電気が必要なものもある。 ○小型で室内に設置可能かつ持ち運びが可能。 ○便座と一定の処理がセットになっており、し尿を貯留できる。 ○汚物の処理タイプとして、凝固剤を用いた「ラッピング」のほか、「コンポスト」「乾燥・焼却」等があり電気の確保等、製品ごとに利用上の留意点の確認が必要である。 <p data-bbox="614 689 869 723">【優れた点・事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既設の個室があれば使用できる。 ○既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切れれば使用できる。 ○使用後の臭気対策がされているものがある。 ○福祉避難スペース等で使用できる。 ○使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策について検討が必要である。 ○し尿ごみを円滑に収集するため、他のごみとは分別して集積しておく必要がある。 |
| <p data-bbox="280 1171 483 1249">簡易トイレ組立式 (保管・回収)</p>  | <p data-bbox="614 1171 762 1205">【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○段ボールの組立式便器に便袋を付けて使用する。 ○吸水シートや凝固剤で水分を安定化させる。 ○使用するたびに便袋を処分する必要がある。 ○在宅避難者等が自宅等でも使用できる。 ○持ち運びが簡単であるため、被災者が家族・仲間と共有できる。 ○トイレがない、洋式便器がない場合に段ボール、新聞紙、テープを使って作成することができる。 ○ワークショップや訓練等でトイレの作成を体験する等、各家庭でのトイレの備蓄を周知するために効果的である。 |

| | | |
|----------------|---|---|
| | | <p>【優れた点・事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気、水なしで使用できる。 ○比較的安価、かつ少ないスペースで保管できる。 ○既設の個室があれば使用できる。 ○既存の個室以外で使用する場合は、パーテーション等で仕切れば使用できる。 ○福祉避難スペース等で使用できる。 ○使用済み便袋の保管場所の確保、回収、臭気対策について検討が必要である。 |
| | <p>種類 (処理方法)</p> | <p>概要・特徴、優れた点・事後処理</p> |
| <p>③ 仮設トイレ</p> | <p>仮設トイレ (快適トイレ)</p>  | <p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○男女ともに工事現場(災害時には被災地で使用)で快適に使用できる仮設トイレとして、国土交通省が標準仕様を定めている。 ○標準仕様として、洋式(洋風)便器、水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置を含む)、臭い逆流防止機能、容易に開かない施錠機能、照明設備、衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚(耐荷重5kg以上)を備えている。 ○付属品として、男女別の明確な表示をするもの、周囲からトイレの入り口が直接見えない工夫のもの、サンタリーボックス(女性用トイレに必ず設置)、鏡と手洗器、便座除菌クリーナー等の衛生用品を備えている。 ○仕様や付属品として、便房内寸法 900×900mm 以上、擬音装置、着替え台、臭気対策機能の多重化、室内温度の調整が可能な設備、小物置き場が推奨されている。 <p>【優れた点・事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洋式のため、要配慮者でも使用しやすい。 ○水洗及び簡易水洗、臭い逆流防止機能、鏡と手洗器、便座除菌クリーナー等を備えているため、衛生的である。 ○施錠機能、照明設備、男女別の明確な表示、周囲からのトイレの入り口が見えない工夫、サンタリーボックス等を備えており、安全に使用できる。 ○衣類掛け等のフック又は荷物の置ける棚があり、利便性が高い。 |

| 種類 (処理方法) | 概要・特徴、優れた点・事後処理 |
|--|--|
| <p data-bbox="212 987 244 1144">③ 仮設トイレ</p> <p data-bbox="280 297 411 376">仮設トイレ (汲み取り)</p>   | <p data-bbox="614 297 762 331">【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電気なしで使用できるものが多い。 ○便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ○階段付きのものが多い一方で、車イスで利用できるバリアフリータイプもある。 ○イベント時や建設現場で利用されることが多い。 ○仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。 <p data-bbox="614 745 866 779">【優れた点・事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○鍵をかけることができる。 ○照明・水洗・手洗い付きの物等があり、衛生的に使用できる。 ○流通数が多いため調達しやすいが、交通事情により到着が遅れることに留意が必要。 ○建設現場等で繰り返し使われることが多いため、耐久性に優れている。 ○安定稼働させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制等、維持管理のルールが必要である。臭気対策も必要となる。 ○屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。 |
| <p data-bbox="331 1339 536 1417">仮設トイレ組立式 (汲み取り)</p>  | <p data-bbox="614 1290 762 1323">【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○便槽に貯留する方式と、マンホールへ直結して流下させる方式がある。 ○手すりが付いているタイプや便座の高さを調節できるタイプ等のバリアフリータイプがある。 ○仮設トイレを設置する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。 <p data-bbox="614 1720 1390 1798">★事前に組み立て方法を周知・徹底しておくこと、災害時に円滑に使用開始できる。</p> |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>【優れた点・事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none">○貯留型は電気・水なしで使用できる。○折りたたみ式で搬送や保管が比較的容易である。○避難所等の屋外に設置することで、在宅避難者や外部からの支援者が使うことができる。○トイレについて考えるきっかけづくりとして、組立訓練等で活用できる。○安定稼働させるうえで、汲み取り方法や汲み取り体制等、維持管理のルールが必要である。臭気対策も必要となる。○屋外で使用するため、トイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。 |
|--|--|---|

| 種類 (処理方法) | 概要・特徴、優れた点・事後処理 |
|---|--|
| <p data-bbox="336 297 529 376">マンホールトイレ (下水道)</p>  <p data-bbox="304 692 561 719">マンホールトイレイメージ</p>   <p data-bbox="212 748 244 976" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);">④マンホールトイレ</p> | <p data-bbox="612 297 759 324">【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="612 342 1391 421">○下水道のマンホールや下水道管に接続する排水設備上に便器や仕切り施設等を設置するもの。 <li data-bbox="612 439 1391 517">○本管直結型および流下型のマンホールトイレは下流側の下水道管や処理場が被災していない場合に使用することが原則である。 <li data-bbox="612 535 1391 663">○貯留機能を有したマンホールトイレは放流先の下水道施設が被災していたとしても汚物を一定量貯留することができるが、し尿処理が必要になる場合がある。 <li data-bbox="612 680 1257 707">○車イスで利用できるバリアフリータイプも設置できる。 <li data-bbox="612 725 1391 806">○避難所に整備するときには、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。 <p data-bbox="612 869 1391 949">★事前に上屋の組み立て方法や水の流し方等を周知・徹底しておく と災害時に円滑に使用開始できる。</p> <p data-bbox="612 1014 863 1041">【優れた点・事後処理】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="612 1059 1142 1086">○通常の水洗トイレに近い感覚で使用できる。 <li data-bbox="612 1104 1225 1131">○災害時に調達する手間なく使用することができる。 <li data-bbox="612 1149 1254 1176">○上屋部分の構造によっては鍵をかけることができる。 <li data-bbox="612 1193 1391 1276">○し尿を下水道管に流下させることができるため衛生的に使用できる。 <li data-bbox="612 1294 1391 1375">○屋外で使用するためトイレの周辺や室内に照明を設置する等、安全対策が必要である。 |

| 種類 (処理方法) | 概要・特徴、優れた点・事後処理 |
|---|--|
| <p data-bbox="212 638 244 1003" style="writing-mode: vertical-rl;">⑤ トイレカー・トイレトレーラー</p> <p data-bbox="284 297 478 376">自走式トイレカー (トレーラー)</p>   <p data-bbox="300 846 590 880">牽引式(トイレトレーラー)</p>  | <p data-bbox="641 297 790 331">【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="641 342 1385 432">○トイレ整備を備えた車両を指し、し尿を貯留するタイプや処理装置を備えたタイプがある。 <li data-bbox="641 443 1197 477">○トイレは車載可能な範囲で設計変更できる。 <li data-bbox="641 488 1204 521">○処理方式の違いで、使用可能回数が異なる。 <li data-bbox="641 533 1324 566">○ユニバーサルデザインを導入したタイプも開発される。 <li data-bbox="641 577 1141 611">○平時は、イベントや公園等で使用できる <li data-bbox="641 622 1385 712">○避難所で使用する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある <li data-bbox="641 723 1385 813">○長期間使用する場合は外部電源の供給や給水・汲み取りが必要。 <li data-bbox="641 824 1385 913">○水洗式や洗面台があるタイプもあり、衛生面に優れている。 <p data-bbox="641 947 742 981">(洗面台)</p>  |

| 種類 (処理方法) | 概要・特徴、優れた点・事後処理 |
|--|--|
| <p>自己処理型トイレ (水循環式、コンポスト式、乾燥・焼却式)</p>  | <p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○処理装置を備えており、汚水を排水しない水循環式と、おが屑等によるコンポスト式、乾燥・焼却式がある。 ○水循環式は汚水を好気性微生物により処理するものや鉬物抽出液等を用いて凝集沈殿するタイプ等がある。 ○し尿処理技術により残渣をできるだけ減少させる処理装置もある。 ○避難所に整備する時には特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。 |
| <p>便槽貯留</p>  | <p>【概要・特徴】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平時は水洗トイレとして使用する。 ○断水や停電時には地下ピットとつながる蓋や便器底を開けて貯留式トイレとして使用する。 ○汲み取り方法や作業の容易性等を確認する必要がある。 ○上下水道が復旧した際に水洗トイレとして利用再開する方法や地下ピットの清掃方法等についても確認する必要がある。 ○地下ピットだけを有し仮設ブースを設けて使用するタイプもある。平時は組立式のトイレをピットの中に保管できるタイプもある。 ○避難所に整備する時には、特に高齢者や女性の避難者が利用しやすい場所を優先する必要がある。 |

⑥その他トイレ

参考文献： 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

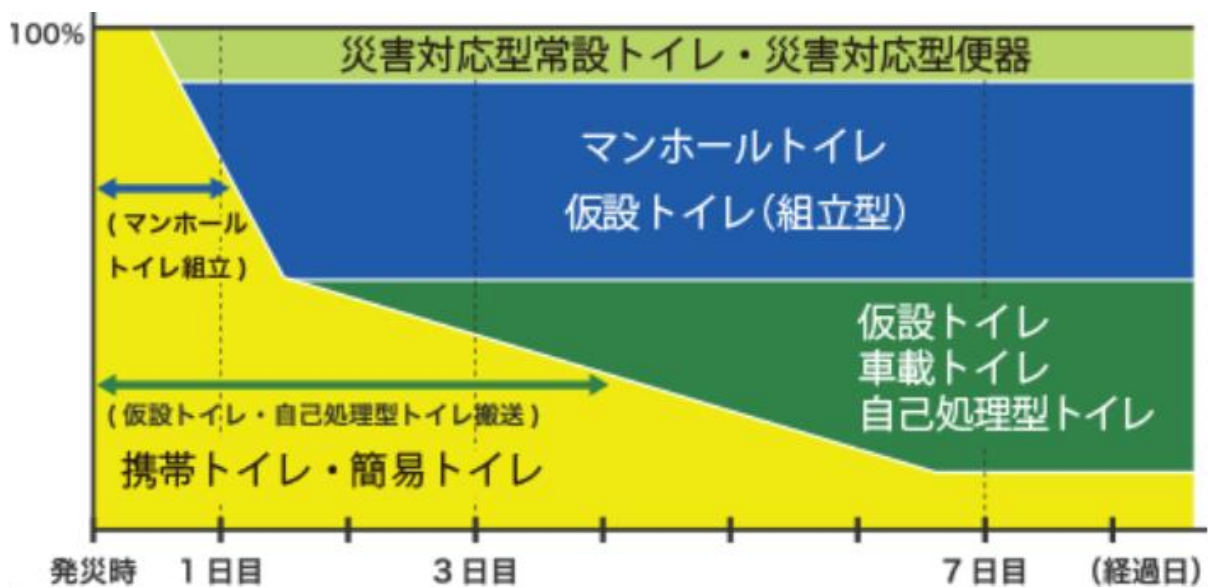
■時間経過に伴うトイレの組み合わせ

災害用トイレを使用する場合、避難所ごとのライフラインや設置場所の状況に加え、災害発生時の時間経過、使用者の事情、避難所の設備等の条件に応じた種類のものを選ぶ必要がある。一般的には時間経過に応じ、以下のような各種トイレの使用が考えられる。

なお、この組み合わせについては、発災後の避難所の状況等を勘案して検討する必要があると考える。

★主に使用 ○補助的に使用

| 災害用トイレの種類 | 発災～3日間 | ～2週間 | ～1か月 | ～3か月以上 |
|--------------|--------|------|------|--------|
| 携帯トイレ | ★ | ○ | ○ | |
| 簡易トイレ | ★ | ○ | ○ | |
| 仮設トイレ(組立式) | ○ | ★ | ★ | |
| 仮設トイレ | | | ★ | ★ |
| マンホールトイレ | ○ | ★ | ★ | ★ |
| トイレカー(トレーラー) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 自己処理型トイレ | | ○ | ○ | ○ |



参考:国土交通省「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン(2016年3月)」をNPO法人トイレ研究所が一部修正して作成。

ウ 災害時におけるトイレの必要数の計算

災害時にトイレの必要数を確保できるよう、ライフライン寸断の有無、設置場所、処理方法および災害の種類を考慮し、(イ)や(ウ)による算出のほか、災害時のトイレ必要数計算シート(参考資料5)に以下の事項を記入し、算出しておくことが望ましい。

(ア)避難所の被害状況の想定

①想定される災害の種類

風水害や地震などの災害の種類によって、想定される避難者数が異なることから、トイレの必要数が異なる。

そのため、避難所ごとに想定される災害の種類を選択し、順次考えること。

②ライフラインの被害想定

上水道と污水处理施設の機能途絶日数は、水洗トイレが使用できない日数として扱う。(想定できない場合は未記入でも構わないが、災害時の最悪のシナリオを事前に考えておくことは重要である。)

ア. 上水道の機能途絶日数の想定

イ. 污水处理施設の機能途絶日数の想定

} 滋賀県地震被害想定を参考

※避難所の污水处理方法が、合併浄化槽・単独浄化槽である場合、避難所の所管課へ災害ごとに想定される機能途絶日数を確認し記入すること。

③1日の最大想定避難者数を算出

災害の種類ごとに、被害想定に応じて算出すること。

④災害時の水洗トイレの使用ルール

地震、大雨による浸水、土砂災害それぞれの発災時に、どのような被害が起こるか具体的に想定し、下記のような水洗トイレの使用ルールをあらかじめ決めておくこと。

【地震発生時の集合処理型の場合の例】

避難所の周辺で異常が見られなくても、「污水处理施設の点検が済むまで使用中止」

【大雨による浸水時の個別処理型の例】

「浄化槽周辺の浸水により槽内が満水となっているため使用中止」

これらのルールは、避難所のトイレに限ったことではなく、地域全体のルールとなるため、事前に住民に周知し、各家庭での携帯トイレ等の備蓄を促すこと。

参考 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

(イ)災害時のトイレ(便器)の確保目標の設定

災害時のトイレ確保に当たっては、便器があれば携帯トイレを使用できることから、既設トイレの洋式便器や、避難所内で施設可能な場所への設置により簡易トイレを活用できる。

仮設トイレが避難所に到着するまでには日数を要するため、携帯トイレの備蓄が有効である。

①目標とするトイレの数

(計算式)1日の最大想定避難者数(a)÷50

トイレの滞留者が発生しないと数とされる。被災者の健康管理の観点からも確保を目指すこと。

②既設トイレの洋式便器の数

避難所内で避難者に開放することが可能なトイレのうち、洋式便器の数を事前に調べて記入すること。ただし、災害時にこの便器が全て使えるとは限らない。発災直後には、個室、便器等に被害が無いかチェックして使用の可否を判断すること。

③既設トイレのバリアフリートイレの数

障害者や高齢者の方が避難所で使用するトイレは、一般のトイレとは別に確保する必要があるため、事前に各避難所のトイレの状況を確認すること。また発災後の避難者の状況に応じた確保に努めること。

④不足する洋式便器数の調査

(計算式)①目標とする洋式便器数-②既設トイレの洋式便器数

○上記計算式では、洋式便器を用いて携帯トイレを使用することを想定している。

○不足している便器数については、簡易トイレの備蓄もしくはレンタル業者などとの協定により確保を目指すこと。

○洋式便器の使用を前提としているのは、高齢者等足の悪い方や幼児等、誰もが使用しやすいように配慮しているため。

○ライフラインの復旧目安等を考慮して、配備するトイレの種類やマンホールトイレの整備等を検討する。

参考 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

(ウ)既設トイレ・簡易トイレを使用する場合の携帯トイレの必要数

①1日当たり必要な便袋の枚数

(計算式)最大想定避難者数(a)× 5回

②携帯トイレの備蓄目標数

(計算式)1日当たり必要な携帯トイレ(5回/日) × 日数

携帯トイレの備蓄目標数を決める。少なくとも3日分を目標にすること。国や県からのプッシュ型支援等は交通事情により到着が遅れることもあるため、平時より自助や共助による備蓄を呼びかける。

※注意事項

○市町のし尿処理(トイレ)担当は、保管場所のハエ等の害虫対策、臭い対策等の衛生管理に必要な物資を避難所に配布すること。

○ごみ処理担当は、使用済み携帯トイレは長期間避難所に留めることがないよう定期的な回収を手配すること。

(エ)仮設トイレ・マンホールトイレ(貯留型)を使用する場合の汲み取り頻度

①1日当たりのし尿の発生量の目安

(計算式)2.5L※× 最大想定避難者数(a)

※500ml(平均的排泄量+洗浄水)× 5回(平均回数)=2.5L (洗浄水を使用する前提)
平均的な排泄量は約 200~300ml/回。洗浄水は 200ml/回。

②し尿貯留能力(容量)

(計算式)便槽の容量(L)× トイレの数

備蓄するトイレの便槽の容量をもとに避難所のし尿処理能力を計算すること。

③汲み取りの頻度

(計算式)②し尿貯留能力(容量)÷①1日当たりの汚物の量(L)

し尿を貯留できる日数が把握できれば、バキューム車の収集計画を立てることができる。平時から収集業者等と協定を締結する等、備えておくこと。また、し尿処理施設の被災状況によっては域外への搬送を検討すること。

※バキューム車のし尿収集能力は、1台あたり 2.7 m³(2,700ℓ)で計算する。

②し尿貯留能力÷し尿収集運搬車両能力 2.7(t/台)※で汲み取り回数が算出できる。

参考 内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

※洗浄水の使用を前提としたし尿発生量の計算、バキューム車のし尿収集能力は、「発災時のし尿処理の収集運搬相互支援の手引き」(県循環社会推進課)に基づく

4 発災時の対応

災害時に迅速かつ円滑なトイレの確保や快適環境を構築するため、自助・共助・公助それぞれが発災直後から以下に掲げる応急対応を実施し、平常時に限りなく近いトイレ環境を実現する。

(1)自助・共助・公助の役割

| | | | |
|---------|--------------|--|--|
| 自助 | 県民 | 被災状況の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ●便器の割れや水漏れ、水漏れ音、臭気の有無を確認する。 ●上下水道及び浄化槽の使用可否について、点検・確認・業者への連絡を行う。 ●敷地の地盤沈下・液状化について確認し、排水設備(排水管・汚水枳)などの被災状況を把握する。 |
| | | 携帯・簡易トイレの使用 | <ul style="list-style-type: none"> ●上下水道または浄化槽が使用できない場合は、備蓄している携帯・簡易トイレにより代用する。 |
| | | 上・下水道使用可否の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ●報道や市町が発信する災害情報等から、情報収集する。 |
| 共助 | 地域 | 携帯・簡易トイレの配布の備蓄 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営主体は、自宅トイレが使用できない住民に対しても必要数を把握し、避難所等で携帯・簡易トイレを配布する。 |
| | 企業・事業所 | 被災状況の確認の供給 | <ul style="list-style-type: none"> ●便器の割れや水漏れ、水漏れ音、臭気の有無を確認する。 ●上下水道及び浄化槽の使用可否について、点検・確認・業者への連絡を行う。 ●敷地の地盤沈下・液状化について確認し、排水設備などの被災状況を把握する。 |
| | | 被災状況確認後の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●発災後、上下水道・浄化槽使用確認ができるまでは、水洗トイレの使用を禁止し、携帯トイレの配布、簡易トイレおよび仮設トイレの設置を行う。 ●使用禁止としたトイレの個室は、携帯・簡易トイレ使用時に活用する。 ●館内放送等を通じ、既設トイレの使用禁止について周知徹底するとともに、災害用トイレの使用ルールや維持管理方法を、分かりやすい場所に掲示する。 |
| | 避難者 | 災害用トイレの設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●市町や避難所管理者と連携し、携帯・簡易トイレの配付および、仮設トイレ・マンホールトイレ等の設置を行う。 |
| 快適環境の維持 | | <ul style="list-style-type: none"> ●災害時の使用ルールや維持管理方法を守り、故障や衛生環境悪化を防ぐ。 ●清掃や衛生用品の補充等を定期的に行い、快適環境の維持に努める。 ●必要に応じて夜間の巡回等の防犯対策を行う。 | |
| 公助 | 県・市町(庁舎のトイレ) | 被災状況の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ●便器の割れや水漏れ、水漏れ音、臭気の有無を確認する。 ●上下水道および浄化槽の使用可否について、点検、確認および業者への連絡を行う。 |

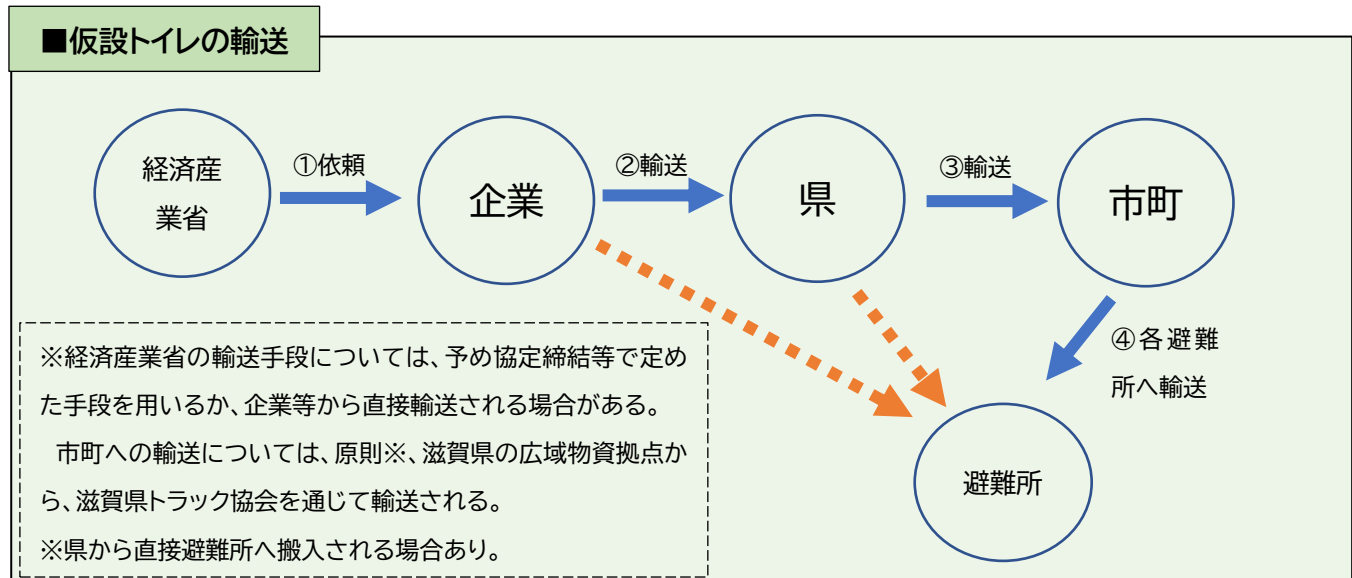
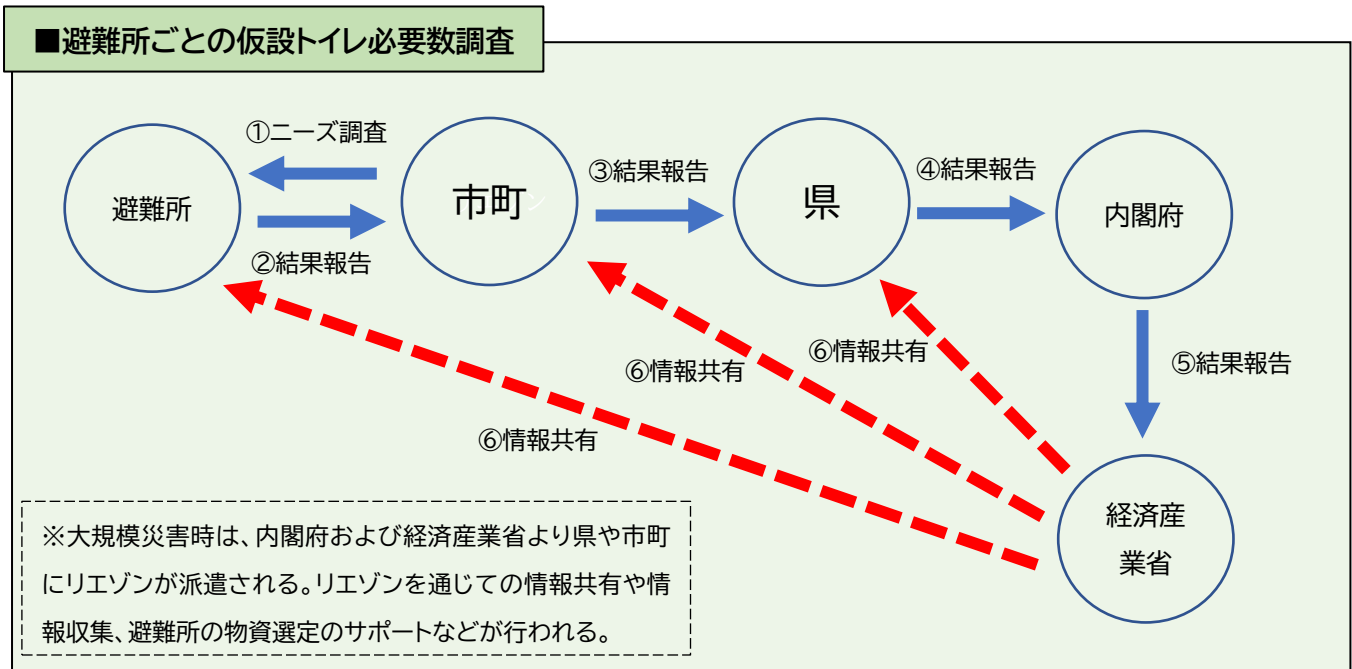
| | | | |
|--|-------------|---------------|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ●敷地の地盤沈下および液状化について確認し、排水設備などの被災状況を把握する。 |
| | | 被災状況確認後の対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●発災後、上下水道および浄化槽の使用確認ができるまで、水洗トイレとして使用することを禁止し、携帯トイレの配布、簡易トイレおよび仮設トイレの設置を行う。 ●使用を禁止したトイレの個室は、携帯・簡易トイレ使用時に活用する。 ●館内放送等を通じ、使用可否の点検が終了するまで、既設トイレの使用禁止について周知徹底するとともに、災害用トイレの使用ルールや維持管理方法を、分かりやすい場所に掲示する。 |
| | 市町(避難所のトイレ) | トイレの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●便器や上下水道および浄化槽に異常が無いと確認できたものから、使用を再開する。 ●断水によりトイレの流す水が確保できない場合、事前に定めた手段で使用する水の確保を行う。(下水道が使用可能な場合による) ●使用禁止としたトイレの個室は、携帯・簡易トイレ使用時に活用する。 |
| | | トイレの調達 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難所開設直後から、トイレの必要数や復旧状況等について定期的に情報を収集し、不足している避難所に対し、携帯・簡易トイレおよび仮設トイレ等を配備する。 ●備蓄で不足する場合は、県や事業者と連携し、災害用トイレを調達する。 |
| | | 仮設トイレ等の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難所運営主体と協力し、マニュアル等で定められたトイレ環境に関する事項に留意しながら、避難者が快適にトイレを利用できるよう必要数設置する。 |
| | | 快適環境の維持 | <ul style="list-style-type: none"> ●避難所におけるトイレの使用ルールおよび維持管理方法を避難者に周知する。 ●避難者等と協力し、トイレトーパー、衛生用品の補充や清掃等により、トイレの衛生環境の維持に努める。 ●避難者に非常用ブザーの配布等により、防犯に努める。 ●避難者、関係者からの要望意見を受け、環境の改善に努める。 |
| | 県 | 市町への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ●県は、市町からの要請に応じ、備蓄している携帯・簡易トイレの提供に加え、国や事業者と連携して、災害用トイレを調達し、市町に配送する。 |
| | 県・市町(し尿処理) | 市町(尿処理、廃棄物処理) | <ul style="list-style-type: none"> ●トイレ1基あたりの容量と設置数、利用人数をもとに、毎日のバキューム車の必要台数を見積もり、その確保や効率的なし尿収集について調整する。 ●し尿収集が困難な場合は、県に対して支援要請を行う。 ●携帯・簡易トイレ等の廃棄物は、一般廃棄物として「災害廃棄物処理計画」に基づき処理を行う。 |
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ●県は、市町から要請があった場合、「滋賀県災害廃棄物処理計画」に基づき、支援が可能な市町等や廃棄物処理業者団体と支援の調整を行う。 |
| | 県・市町(し尿処理) | 県(し尿処理の支援) | <ul style="list-style-type: none"> ●県は、市町から要請があった場合、「滋賀県災害廃棄物処理計画」に基づき、支援が可能な市町等や廃棄物処理業者団体と支援の調整を行う。 |

参考:徳島県「災害時快適トイレ計画」

■災害時に抑えておくべきポイント

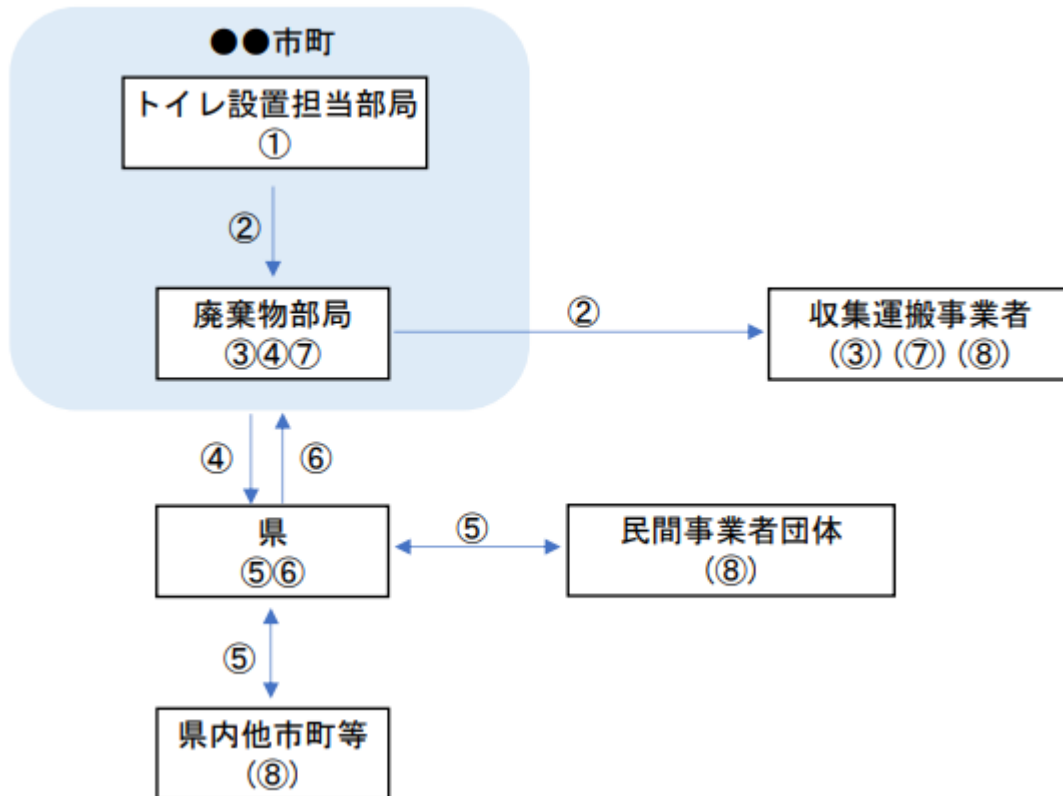
(2)避難所への仮設トイレ搬入までの流れ

被災市町においては、仮設トイレ数が備蓄や協定では足りない場合、県や経済産業省のリエゾンと連携し、避難所ごとに必要な数量を確保する必要がある。その整理にあたっての手順等について、以下のとおりまとめた。(県の関係所属や協定締結先を含めた詳細な流れについては、資料編の「5 トイレ支援に係る県の動き」に記載)



(3)し尿処理収集運搬に関する流れ

災害時の避難所等におけるし尿の収集運搬を円滑に行うため、市町が関係機関と情報共有する流れを地域の状況に合わせて予め定めておく必要がある。県は各市町のし尿収集運搬の状況を把握し、必要に応じて広域調整を行う。



①仮設トイレの設置

【市町トイレ設置担当部局】

②仮設トイレの設置場所・基数等を関係者に情報共有

【市町トイレ設置担当部局→市町廃棄物部局→収集運搬事業者】

③収集量・対象を把握し、通常の体制での対応可否を判断

【市町廃棄物部局】

④支援要請(通常の場合)

【市町廃棄物部局→県】

⑤支援調整

【県→県内各市町等・民間事業者団体】

⑥支援主体の決定

【県】

⑦収集運搬計画の作成

【市町廃棄物部局】

⑧仮設トイレのし尿収集

【収集運搬事業者 又は 県内各市町等 又は 民間事業者団体】

5 誰にとっても安心・快適なトイレ環境確保に必要な視点

過去の災害では、女性や子どもなどがトイレ内で盗撮や性暴力の被害に遭う事例が確認されている。災害対策においては、女性をはじめとした多様な人たちの立場や視点で考える必要がある。

仮設トイレにおいても、「照明がない」「狭い」「目隠しができない」「遠い」「男女隣接」「LGBT等への対応」など見落としがちな配慮すべき視点を整理した。

災害時のトイレレイアウトやトイレの使用から維持管理までのルールなど定める際には、当事者の意見を反映する必要がある。

1)安全性の確保に必要な視点

- 暗がりにならない場所に設置
- 夜間照明を個室、トイレ周辺およびトイレまでの経路に設置
- 屋外トイレ上屋の堅牢化
- トイレの固定、転倒防止の徹底
- 個室の施錠可能化
- 防犯ブザー等の設置
- 手すりの設置

2)衛生・快適性の確保に必要な視点

- 屋内トイレには、専用の履物の設置
- 手洗い用の水の確保
- 手洗い用のウェットティッシュの用意
- 消毒液、消臭剤、防虫剤の用意
- 暑さ、寒さ、雨・風・雪対策の実施
- トイレ用掃除用具の用意(感染症対策分含む)
- トイレを清潔に保つための利用方法を掲示する。
- 避難所における感染症の蔓延を防ぐため、清掃を行う際は衛生管理(手袋、消毒、マスク等の着用)を徹底する。

3)女性・子どもへの配慮に必要な視点

- トイレは男性用、女性用に分け、離れた位置に設置
- 男性用と女性用でトイレまでの動線を可能な限り分ける
- 仮設トイレの比率。女性3:男性1の割合を目処に設置
- サニタリーボックスの設置(男女問わず全て設置)
- 鏡や荷物を置くための棚やフックの設置
- 子どもと一緒に入れるトイレの設置
- 幼児用の補助便座の用意
- オムツ替えスペースの設置(男女問わず設置)
- トイレ順番待ちが見えないよう配慮(パーテーションなどで目隠し)

4)乳幼児、高齢者、障害者のある方などの内オムツ着用者に必要な視点

- 避難所レイアウトにオムツ交換スペースの確保(プライバシーに配慮)
- オムツ廃棄場所および廃棄までの保管方法の確認
- オムツ着用者のサイズおよび必要枚数のニーズ調査表の作成
- オムツ着用者の誰もが交換しやすいように配慮(幼児用ならオムツ交換台や荷物置き之机など、大人用ならベッドや机、椅子および手すりなど)
- オムツ着用へ要望通りのオムツサイズと数量が行き渡るよう、オムツ交換スペースなどの専用スペースに設置

5)外国人への配慮に必要な視点

- 多言語ややさしい日本語の掲示物の用意(トイレの使い方、手洗い方法、消毒の方法等)

6)避難所生活に必要な視点

- 清掃当番が女性に偏りが発生しないよう工夫
- 発熱や咳等の症状がある体調不良者が利用する専用のトイレを確保するとともに、他の避難者と動線が重ならないよう分離を検討
- バリアフリートイレの設置
- 避難者が安心して利用できる場所へのトイレの配置とトイレまでの導線を確保するとともに、し尿の収集を安全に行うための車両の導線を確保

参考:内閣府「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」

内閣府 多様な被災者への配慮とニーズ対応